目　次

1. 校章について・教育方針 ・・・・・・・・・・1
1. 校歌 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1. 学則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
1. 交通機関のスト・非常変災時の措置・・・・10
1. 服装等について・・・・・・・・・・・・・・12
1. 持ち物について・・・・・・・・・・・・・・15
1. 各種届出の方法について・・・・・・・・・・15
1. 事務室で取扱う証明書の申込方法・・・・・18
1. 図書館規則・・・・・・・・・・・・・・・・19
1. 奨学金制度・・・・・・・・・・・・・・・・19
1. 日本スポーツ振興センターについて・・・・20
1. 生徒会会則・・・・・・・・・・・・・・・・21
1. 生徒会部活動規則・・・・・・・・・・・・・27
1. 生徒会選挙規定・・・・・・・・・・・・・・30
1. 生徒会組織図・・・・・・・・・・・・・・・33
1. 年間行事(令和４年度)・・・・・・・・・・・34
1. 自習室の利用について・・・・・・・・・・・35
1. 相談室について・・・・・・・・・・・・・・36
1. 感染症について・・・・・・・・・・・・・・37
1. 学校感染等に係る登校に関する意見書
1. 事故・災害時の緊急連絡について・・・・・40

大阪府立長尾高等学校校歌

作詞 森田胤仙
作曲 西山健次

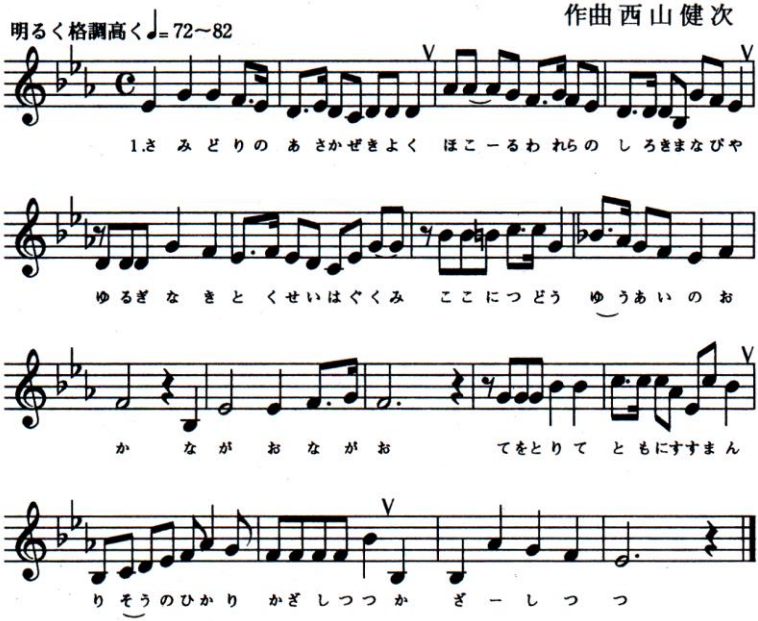

二、
むらさきの 山なみ遠く
仰ぐ真理を 究むる窓辺
かげりなき 知能ゆたかに
ここに学ぶ 希望の丘
長尾 長尾
目をかわし ともに勉めん
叡智の炎 もやしつつ

三、
くれないの 夕映え高く
伸びゆく技を 競う校庭
たぐいなき 体力つちかい
ここに鍛う 青春の丘
長尾 長尾
声あわせ ともに励まん
不撓の歩み たたえつつ

校　歌　に　つ　い　て

この校歌は、まず三本の柱を基にして組み立てられています。校章にも象徴されている校訓の、徳性・知能・体力を各章の中心にすえ、それと有機的につながりながら、長尾の丘をあらわすにふさわしい語句が、そのまわりに置かれています。

つぎに、学年を示すバッジの色が織りこまれています。「さみどり」の緑、「白き学舎」の白、「くれない」の赤、さらに校旗の地色の紫紺が「むらさき」として歌いこまれています。

1 番は朝の風景です。登校してくるわたくしたちが、緑にかこまれた校舎を仰ぎ見るときの、さわやかな印象。そして、そこに育まれる徳性は、ゆるぎ動くことのない強い連帯感と友愛で結ばれ、手をとりあい、理想の光をささげ持ちながら進もうというのが、毎朝新たにする決意です。

2 番は、それぞれの教室にわかれて勉学につとめている風景です。どの教室の窓からも、紫にかがやく生駒の連山が仰がれ、それは永遠の真理を語りかけているかのようです。かぎりなく透徹した知能を豊かに、学んだ成果をたしかめうなずきあう目には、消えることのない叡智の炎が燃えています。

3 番は、夕方の部活動をしている風景です。西の空が高く展け、雄大な眺めをもつ校庭は、他校にはみられない、すばらしいものです。そこに培われる体力は、類のない技となり、青春のすべてをぶつける声となって、夕映えにこだまします。その撓（たわ）みまげられることのない歩みを、いつまでも声あわせ、ほめたたえつづけていきましょう。

長尾高校学校学則

第１章　総則

(学則の目的)

第１条　この学則は、大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則(昭和 32 年大阪府教育委員会規則第４号)第 37 条の規定に基づき大阪府立長尾高等学校(以下「本校」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

第２章　課程、学科、収容定員及び職員の組織

（課程、学科及び収容定員）

第２条　本校の課程、学科及び収容定員は次のとおりとする。

全日制の課程　普通科　720 人

（職員の組織）

第３条　本校の職員は、校長、教頭、首席、教諭、養護教諭、講師、実習助手、事務長、主査、副主査、主事、技師、その他必要な職員をもって組織する。

第３章　修業年限、学年、学期及び休業日

（修業年限）

第４条　修業年限は、３年とする。

(学年)

第５条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（学期）

第６条　学期は、次のとおりとする。ただし校長が大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て定めたときはその学期とする。

１学期　４月８日から７月 21 日まで

２学期　８月 23 日から 12 月 24 日まで

３学期　１月 10 日から３月 15 日まで

（休業日）

第７条　休業日は、次のとおりとする。

(1)国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 夏季休業日　1 学期終業式の翌日から 2 学期始業式の前日まで

(4) 冬季休業日　2 学期終業式の翌日から 3 学期始業式の前日まで

(5) 春季休業日　3 学期終業式の翌日から 1 学期始業式の前日まで

（日付は変更になる場合有）

2.　校長は、教育上必要と認めるときは、委員会の承認を受けて別に休業日を定め、又は休業日を変更することがある。

3.　校長は、教育上必要と認めるときは、委員会の承認を得て休業日に授業を行うことがある。

第 4 章　教育課程及び授業日時数

（教育課程及び授業日時数）

第 8 条　教育課程及び授業日時数は、別表のとおりとする。

2.　生徒は、前項に規定する所定の教育課程を履修しなければならない。

第 5 章　学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定

（学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定）

第 9 条　学習の評価並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定についての必要な事項は、校長が別に定める。

2.　校長は、前項の規定により卒業を認めた生徒には、別記様式第 1 号による卒業証書を授与する。

3.　校長は必要と認めた者には、別記様式第 2 号による卒業証明書、別記様式第 3 号による単位修得証明書、別記第 4 号による成績証明書及び別記様式第 5 号による在学証明書を交付する。

（原級留置）

第 10 条　校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができない生徒を原級に留め置くことがある。

第 6 章　入学、転学、留学、海外からの留学生の受け入れ、退学、休学、出席停止等

（入学資格）

第 11 条　本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)　中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(2)　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(3)　外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者

(4)　文部科学大臣の指定した者

(5)　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和 41 年文部省令第 36 号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(6)　その他校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（第 1 学年の入学）

第 12 条　第 1 学年に入学を願い出た者に対しては、校長は、委員会の定めるところにより、入学を許可する。

（編入学、転入学）

第 13 条　校長は、次の各号の一に該当する者に対して、委員会の定めるところにより選考の上、入学を許可する。

(1)　高等学校等に在学した者、又は、外国において我が国の中学校に相当する学校教育の課程を修了し、高等学校に相当する課程に在学するには至っていない者のうち、相当年齢に達し、当該年度の入学者選抜に出願できなかった者で、本校の相当学年に入学(以下「編入学」という。)を願い出た者

(2)　他の高等学校に在学する者で本校の相当学年に入学（以下「転入学」という。）を願い出た者

2.　前項の規定により、編入学又は転入学をしようとする者は別記様式第 6 号による願書を校長に提出しなければならない。

（誓約書及び保証書等）

第 14 条　入学を許可された者は、入学の日から 15 日以内に、別記様式第 7 号による誓約書及び別記様式第 8 号による保証書を校長に提出しなければならない。

2.　入学志願時以降、本人、保護者又は本人及び保護者の現住所に変更があった者は、

変更後の住民票の写し等を提出しなければならない。

（保護者等の異動の届け出）

第 15 条　保護者等はその住所その他に異動のあったときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

（転学）

第 16 条　他の高等学校に転学しようとする生徒は、別記様式第 9 号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（留学）

第 16 条の 2　外国の高等学校に留学しようとする生徒は、別記様式第 9 号の 2 による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（海外からの留学生の受入れ）

第 16 条の 3　海外から本校に留学しようとする者は、別記様式第 9 号の 3 による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（退学）

第 17 条　退学しようとする生徒は、別記様式第 9 号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(編入学及び退学)

第 17 条の 2　編入学及び退学しようとする生徒は、別記様式第 9 号の 4 による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（休学）

第 18 条　病気等の理由により、休学をしようとする生徒は、別記様式第 10 号による願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2.　前項の規定により休学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、休学を許可する。

3.　休学の期間は、引き続き 2 年を越えることができない。

4.　前項に規定する休学の期間を経過してもなお復学できないときは、原則として退学させるものとする。

（復学）

第 19 条　休学中の生徒が、理由の消滅により復学をしようとするときは、別記様式第

11 号による願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2.　前項の規定により復学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、相当学年に復学を許可する。

（感染症予防措置）

第 20 条　校長は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことがある。

2.　校長は、生徒が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、当該生徒に理由及び期間を明示の上、出席を停止させることがある。

第7章　入　学　料

（入学料）

第 21 条　入学料の額は、大阪府高等学校等条例（昭和 23 年大阪府条例 98 号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

（納付方法等）

第 22 条　前条の入学料は、委員会が別に定める期日までに納付するものとする。

2.　既納の入学料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

（免除）

第 23 条　第 21 条に定める入学料は委員会の定めるところにより免除することがある。

（入学許可の取り消し）

第 24 条　校長は、入学を許可された者が、第 22 条第 1 項により別に定めた期日までに入学料を納付しないときは、入学許可を取り消すことができる。

第8章　賞　　罰

（褒賞）

第 25 条　褒賞については、校長が別に定める。

（懲戒）

第26条　校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2.　懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3.　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　正当の理由がなくて出席常でない者

(3)　学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

附　　則

（施行期日等）

1.　この学則は、令和2年2月から施行し、令和2年4月から適用する。

交通機関のストライキ・非常変災時の措置

Ⅰ　交通機関のストライキの場合の措置

原則として平常授業とする。

Ⅱ　非常変災時の場合の措置

（'13.9.26改訂）

A　大阪府全域または大阪東部に特別警報または暴風警報が発令された場合

1.　午前7時現在発令中の場合

…自宅待機

2.　午前9時現在発令中の場合

…自宅待機

午前9時現在解除されていた場合

…3限目より授業（11：00始業）

3.　午前11時現在発令中の場合

…臨時休校

午前11時現在解除されていた場合

…5限目より授業（13：35始業）

但し、考査期間中や短縮授業日については別途指示する。

B　その他の非常変災等で登校不能の災害が生じた場合は臨時休校とする。

Ⅲ　臨時休校となった場合は後日必要に応じて授業を補う。

服装等について

47 期生 2019(平成 31)年度新入生より

(1) 学校生活全般において学校指定の制服を着用すること。

(2) 通学時は学校指定の制服を着用すること。

(3) 制服の不適切な加工をしないこと。

(4) その他の決まりについては細則に従うこと。

男子制服

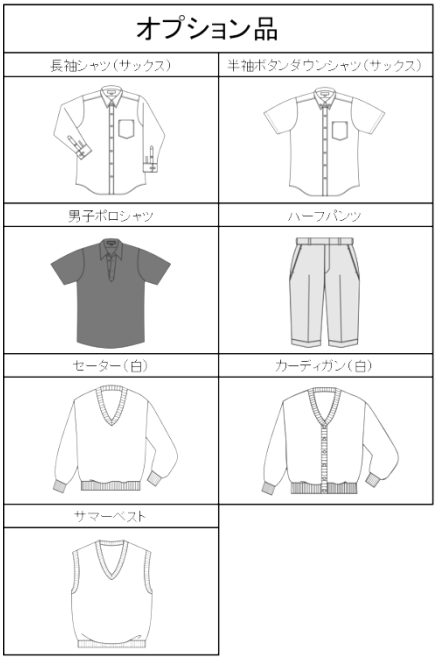

女子制服

制定品（冬服）

女子ブレザー	長袖シャツ（白）
セーター（紺）または カーディガン（紺）	冬スカートまたは冬女子スラックス
	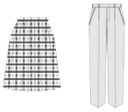
リボンまたは女子ネクタイ	
スカート着用時はリボンが制定品 女子スラックス着用時はネクタイが制定品 	

制定品（夏服）

男子半袖ボタンダウンシャツ	夏スカートまたは夏女子スラックス
	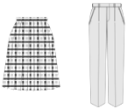

オプション品（冬服）

長袖シャツ（サックス・ピンク）	半袖ボタンダウンシャツ（サックス・ピンク）
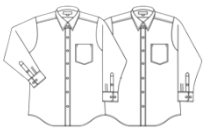	
女子ポロシャツ	キュロットスカート
セーター（白）	カーディガン（白）
サマーベスト	

スカート着用時はリボンが制定品

女子スラックス着用時はネクタイが制定品

制定スタイル一覧

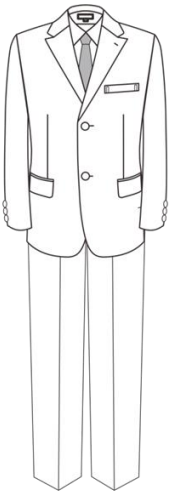

男子冬スタイル
（ブレザー用スラックス）

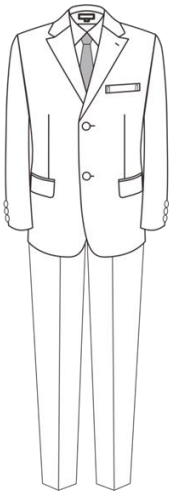

男子冬スタイル
（テーパードスラックス）

女子冬スタイル
（18車襞スカート）

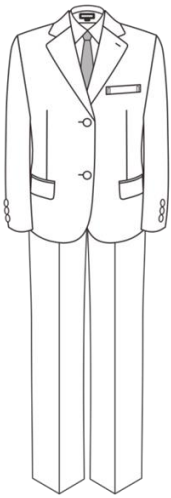

女子冬スタイル
（女子スラックス）

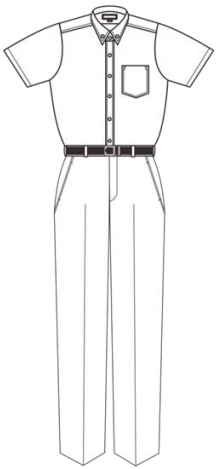

男子夏スタイル
（ブレザー用スラックス）

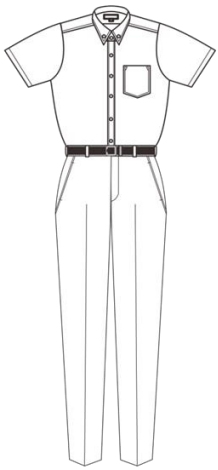

男子夏スタイル
（テーパードスラックス）

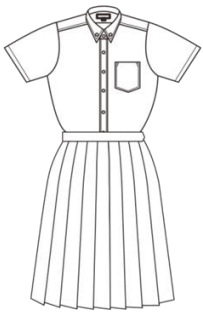

女子夏スタイル
（18車襞スカート）

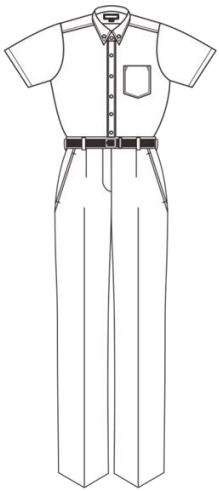

女子夏スタイル
（女子スラックス）

持ち物について

(ｱ)携帯電話の使用は、原則として8時40分から放課後までは禁止とする。（ロッカーで保管）

(ｲ) この間（8時40分から放課後まで）の携帯電話の校内持ち込みは、指導対象とする。

(ｳ)考査中の携帯電話の使用は、不正行為扱いとする。

(ｴ)高額な現金や物品は持って来ない。やむをえない場合は、担任、顧問など教員に預ける。また、下足ロッカーや自転車などには必ず施錠する。

(ｵ)ゲーム機など学校に不適切な電子機器などは持ってこない。

各種届出の方法について

その他規定

（太字の届け出用紙は生徒指導室に備えています。）

1　登下校（遅刻・早退・欠課・欠席・出席扱い・忌引）

(ｱ)遅刻してきた生徒は、生徒指導室に於いて、遅刻届を記入し、その半片(A)を授業担当の先生に提出する。

(ｲ)病気、その他特別の要件で早退する生徒は、担任の先生に**早退許可願**を提出して、許可を受ける。（ただし、体調の悪い者は養護教諭の指示を受けること。）

(ｳ)病気、その他の理由で欠席する・した生徒は、生徒手帳の諸届・許可欄に記入し担任の先生に提出する。

忌引日数は次の通りである。

〇父母の場合　　7日以内

〇祖父母兄弟姉妹の場合　3日以内

〇伯叔父母の場合　　1日

ただし、遠隔地の場合は往復の日数を考慮する。

(ｴ)公式試合、その他生徒会活動等で出席扱いとなる場合、担任又は顧問の先生に**公欠許可願**を提出し、所定の印を押して、生徒指導室に提出し、公欠許可書をもらう。

(ｵ)下校時刻は年間を通じて午後5時。ただし、部活動・補習などのため午後5時以降も活動する場合、又は、土・日・祝日に活動する場合は、必ず顧問・担任

の付添を必要とする。

2　外出

(ｱ)始業時より終業時までの間は無断で校外に出てはならない。特別な要件で外出する場合は、**外出許可願**を担任に提出して許可をえて外出許可書をもらう。公式試合、その他生徒会活動などの場合は1の(ｴ)に同じくする。

3　紛失・盗難・拾得

(ｱ) 紛失・盗難・拾得の際は、**紛失・盗難・拾得届**を生徒指導室に提出する。

4　事故・事件

(ｱ)登下校時、または校内に於いて、交通事故、暴力、恐喝事件などにあった場合、**事故・事件届**を生徒指導室に提出し、指導を受ける。

5　アルバイト

(ｱ)原則禁止（やむを得ない事情がある場合、保護者から所定の**アルバイト許可願**を提出してもらいます。経済的な事情・職種・時間帯・本人の成績等を勘案して許可証を発行する。）

(ｲ)必ず事前に保護者から所定の**アルバイト許可願**を提出してもらい、職種・時間帯・本人の成績等に問題がなければ、許可証を発行する。

6　頭髪・化粧・装飾品

(ｱ)頭髪は常に清潔に保ち、高校生としての自覚にもとづいた髪型を心がけること。また、パーマ・脱色・染色・その他著しく頭髪に手が加えられた場合、すぐに元の状態に戻してもらう。

(ｲ)装飾品（ピアス・イヤリング・指輪など）の着用や化粧は厳禁する。

7　自転車通学

(ｱ)自転車通学をしたい生徒は、**自転車通学許可願**を生徒指導室に提出し、許可を受ける。

(ｲ)許可された生徒は、許可ステッカーを交付され、これを自転車に貼付する。

(ｳ)許可ステッカーについては、本校在学中卒業まで同じものを使用する。

(ｴ)雨天時は必ずカッパを着用すること。

8　掲示・印刷物

(ｱ)掲示は掲示板を使用し、その他の場所を使用するときは生徒会顧問の許可を受ける。

(ｲ)掲示物には掲示期日、掲示者氏名を明記し、生徒指導室に届け出て生徒指導室印を得る。

(ｳ)掲示の期間は原則として１０日以内とするが、長期にわたる事を必要とするときは生徒指導室の許可を得る。

(ｴ)印刷物、その他のものを出版、配布する場合は事前に生徒会顧問に届けて許可を得、２部提出する。

事務室で取扱う証明書の申込方法

	申込場所	用紙の場所	発行日	受取場所	備考
在学証明書	事務室窓口	事務室	申込の翌日	事務室窓口	担任印が必要
合格証明書	〃	〃	〃	〃	奨学金・祝い金等に使用
卒業見込証明書	〃	〃	〃	〃	担任印が必要
卒業証明書	〃	〃	〃	〃	卒業年度後は1枚につき400円の手数料が必要
旅行届 (学割交付申込書)	〃	〃	〃	〃	保護者印・担任印・ 生徒指導部の印が必要
住所変更届	〃	〃			担任印・学年教務印・生徒証・住民票（マイナンバー記載なし）
生徒氏名変更届 保護者（氏名） 変更届	〃	〃			保護者印・担任印・ 生徒指導部の印が必要 戸籍謄本または抄本
生徒証再発行願	〃	〃	〃	〃	生徒の写真必要 保護者印・担任印・生徒指導部の印が必要
通学証明書	新入生　入学後に渡す生徒証を持参の上、駅等窓口で購入				
	在学生　生徒証を持参の上、駅等窓口で購入				

図書館規則

◎　開館時間　月曜～金曜　昼休み・放課後

◎　開館時間は臨時で変更する場合もあります。

◎　長期休業中の開館については別途定める。

◎　貸出冊数　原則５冊まで。

◎　貸出期間は２週間。

◎　雑誌も、バックナンバーは借りることができます。

◎　予約制度を取り入れています。

◎　リクエストをオンラインで受け付けています。

奨学金制度

(1)高校在学生対象

〇名称　　大阪府育英会

〇募集期間　４月中旬～5 月上旬

〇応募資格　・保護者が大阪府民であること

　　・経済的理由で修学が困難な人

〇貸与額　　年間：100,000 円

〇その他　　詳しいことは、生徒指導部奨学金係に聞いてください。

(2)大学等進学者対象

〇名称　　日本学生支援機構

〇その他　　詳しいことは、進路指導部奨学金係に聞いてください。

(3)その他

上記のほかにも様々な奨学金制度があります。不明な点は、担任又は(1)については生徒指導部・(2)については進路指導部の各奨学金係に相談してください。

独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

学校管理下（登下校、授業中、休憩時間、部活動、学校行事等）での災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付を行う。国・大阪府・保護者の三者の負担による互助共済制度です。災害給付は、保護者の同意を得て、「日本スポーツ振興センター」との間に災害共済契約を結んでいます。

申請の対象は、

1. 療養に関する総費用が 5,000 円以上(保険診療で窓口負担が 1,500 円以上)のとき
2. 学校管理下において発生したもので、次のようなものである。

①学校行事…修学旅行、遠足、野外活動等

②ホームルーム、部活動等

③授業中、休憩時間、登下校等

(注意)

上記の中にあっても、通学方法及び経路が通常のものでない場合、昼休み時間に無断で外出した場合、始業時の著しく早い時間や放課後の著しく遅い時間や第三者行為の災害（交通事故）には適用されません。

3. 給付金の請求の時効と支給

給付金の請求は、事故発生日より 2 年を過ぎると時効になり、支給期間は初診から 10 年間となります。

生徒会会則

第1章　名　　称

第１条　本会は大阪府立長尾高等学校生徒会と称する。

第2章　目　　的

第２条　本会の目的は学校指導にもとづき、教科以外の教育活動の一環として、学校生活の健全な進歩、向上のため、よき学校生活の運営に自主自立の精神をもって参加することにある。

第3章　会　　員

第３条　本会は大阪府立長尾高等学校に在籍する全生徒を会員とし、本校教職員を顧問とする。

第4章　役　　員

第４条　本会役員は、会長１名、副会長１名、書記１名、会計１名、文化・体育・生活・保健・図書の５委員会の委員長１名ずつとする。上記役員は議会に出席し１票の議決権を有する。また、上記役員のほかに、執行委員若干名を置くことができる。

第５条　会長、副会長、書記、会計及び５委員会の委員長は生徒会全体の投票により選出される。また、執行委員は、選挙を経ずに加入し、生徒会執行委員会役員と共に活動する。

第６条　会長は本会の長として会務全般にわたって統轄し、別章に定める執行委員会委員長としての責も全うする。

第７条　副会長は会長を補佐し、会長不在またはやむを得ない事情のため職務遂行不能の場合、会長に代って職務を遂行する。また、部連絡会議長となる。

第８条　書記は会務を遂行するに必要な諸種の事務をおこなうと共に、次の事項について正確完全な記録を作成保存する。

①会則・規約の修正

②役員簿

③生徒議会・生徒総会・執行委員会

④役員・委員の報告

⑤その他必要物

また、書記の仕事の補佐のため、若干名の書記局を置くことができる。任期は

役員に準ずる。

第9条　会計は本会の財務事務を行い、財産の管理及び顧問教員の承認を得て金銭出納をなし、本会財政全般に関する予算及び決算報告書を作成し、学校側会計に協力する。

第10条　文化・体育・生活・保健・図書5委員会の各委員長は、それぞれの会を開き、会務を行う。

第11条　本会役員の任期は、10月より翌年度9月までの1年間とする。

第12条　役員は毎会期末に総会において報告を行わねばならない。

第13条　役員の更迭、辞任または執務不能の場合は欠員のまま他の役員達で会務を行う。会務に支障を生じた場合、議会を開き代議員の中から「役員補助」を選出する。「役員補助」の任期、権限は役員に準ずる。

第14条　役員で次の各項の1に該当するものはその資格を失う。

①会員総数の2/3以上の不信任を受けた場合

②健康その他の理由により職務遂行が不能の場合

③学業成績の不振、懲戒処分その他の理由により校長が役員として不適当と認めた場合

第5章　会計監査

第15条　本会は財務一般の厳正を期するため議会で選出された会計監査2名を置く。

第16条　会計監査は必要に応じて随時会計帳簿及びクラブ会計帳簿の監査を行うことができる。

第17条　会計監査の任期は役員に準ずる。

第18条　会計監査は毎会期末総会に於いて会計監査報告を行う。

第6章　機　　関

第19条　本会はその目的達成のため次の機関を置く。

①議会

②執行委員会(役員会)

③総会

④委員会

⑤部(部活動)連絡会

第7章　議　　会（代議員会）

第20条　議会は全生徒会を代表する代行決議機関である。

第21条　各クラスの代議員2名、本会役員を議員とする。代議員の互選により議長・副議長各1名、会計監査2名を選出する。各委員会の委員長は議会に出席する。

第22条　各議員は、議長、副議長を含みそれぞれ1票の議決権をもつ。

第23条　議会はその決議によりその決議事項の執行を執行委員会にゆだねる。

第24条　各クラスの代議員はその学級の意見を代表し、かつ議会で審議されたあらゆる事項を学級に報告せねばならない。

第25条　議会は議員総数の2/3以上の出席がなければ会議を開くことはできない。但し、2月、3月については、3年生議員は議員定数に含めない。

第26条　議会の議決は出席議員の過半数を要する。

第27条　必要に応じて会長は議会を召集することができる。

第8章　執行委員会（役員会）

第28条　執行委員会は本会の全活動に対する企画及び議会の議決によるすべての業務の執行機関である。

第29条　執行委員会は生徒会役員で構成し会長がこれを主宰する。書記局員はオブザーバーとして参加できる。（必要に応じ各委員会委員長、議会議長は執行委員会に出席することができる。）

第30条　執行委員会は原則として週に1度会合を開かねばならない。

第9章　総　会

第31条　総会は全生徒の最高決議機関である。

第32条　総会は毎会期の終りに1回、及び議会が生徒の総意を問う必要があると認めた場合開催する。総会で取り扱う案件は会則の決定修正、予算、決算、役員や委員会の活動報告、その他重要事項である。総会は会長が召集し、全会員の3/4以上の出席がある時のみ成立する。

第33条　総会開催の場合、会長は少なくとも1週間前までに学校に報告し、前日までに全会員に総会の日時、場所、議題を告示しなければならない。

第34条　総会の議決は、会則の修正以外は全会員の過半数の賛成による。

第35条　総会の議長及び副議長は各クラスの代議員の互選により選出された議会の

議長、副議長が兼ねてその任にあたる。

第10章　委　員　会

第36条　本会に文化・体育・生活・保健・図書の5委員会を置く。各委員会の会務は下記の通りである。

文化委員会；文化祭、新入生歓迎会等の文化的諸行事の企画実行を行う。

体育委員会：一般体育及び体育的行事（体育祭や球技大会など）に関する企画実行を行う。

生活委員会：会員の学校生活全般の向上に関する企画実行を行う。

保健委員会：学校生活における環境美化、生徒の健康問題などの企画実行を行う。

図書委員会：図書館の仕事や図書館行事の企画実行を行う。

第37条　各委員会は執行委員会と連携し、それぞれの受けもつ会務について計画立案し、議会に提出する議案をつくり、また会務の執行にあたる。

第38条　各委員会は原則として各学級より2名ずつ選出された委員より構成される。

第39条　文化・体育・生活・図書の4委員会は委員長を生徒会役員選挙で選出し、保健委員会は委員長を当該委員会の互選により選出する。委員長は執行委員会や議会に代表として出席するとともに、会長に対し、議会の開催を要求できる。また、副委員長は各委員会の互選により選ぶことができる。

第40条　各委員長は毎会期末の総会において会務報告をせねばならない。

第41条　委員の任期は役員に準ずる。

第11章　部（部活動）連絡会

第42条　部連絡会は副会長が生徒会活動を行うために必要と認めたとき、または部活動係の教職員が必要と認めたときに開かれ、副会長がこれを主宰する。

第43条　部連絡会は、部と執行委員会との連絡、部活動の調整、部関係諸問題の検討にあたる機関である。

第44条　連絡会は副会長と各部の代表者で構成され、部顧問、役員はこれに出席できる。

第12章　財　　政

第45条　本会の運営資金は主として会費によってまかなわれ、独立採算制により運

営されるものとする。

第46条　会計及び会計監査は必要に応じて、部会計帳簿を提出させることができる。

第47条　会計は毎会期当初に収支予算を議会に提出し2/3以上の承認を得ねばならない。また毎会期末には、収支決算を総会に提出しその承認を得ねばならない。

第48条　10,000円以上の支出は議会の承認を前以て受けなければならない。緊急止むを得ない時は、事後承諾を得なければならない。

第49条　会員から求めのあった場合は執行委員会は会計帳簿を閲覧させなければならない。

第50条　会員から求めのあった場合は会計監査は会計監査報告書を閲覧させなければならない。

第51条　会計年度は毎年の前期総会翌日に始まり、翌年の前期総会当日を以て終る。

第13章　最高決定権

第52条　生徒会に関する一切の活動行事の最高決定権は校長が保持する。

第14章　慶弔規約

第53条　本会に関わる弔事の支出を以下のように定め、会費より支出する。

死亡した者	香典
会員の保護者	5,000円
会　員　本　人	10,000円

第54条　第53条に定めるものの他、本会関係者の慶弔に際して、別途その支出の必要が認められる場合は、第53条に準じて執行委員会の議で決することができる。但し急を要する場合は会長、会計、顧問教員の協議で実行し、執行委員会の事後了承を得るものとする。

第15章　改正

第55条　本会則の改正は議員総数の2/3以上の賛成で議会がこれを発議し、総会において会員総数の2/3以上の承認を得て可決され修正される。

第56条　会則改正について前条の承認を得たときは、校長の承認を得て本会の名でこれを公布する。

（附則）　この会則は1973年（昭和48年）11月1日より施行する。

1986年(昭和61年)11月6日　一部改正
2007年(平成19年)5月10日　一部改正
2016年(平成28年)4月28日　一部改正
2019年(平成31年)4月25日　一部改正

学校生活協議会（わくわく委員会）会則

本校では制服制度を廃止したことがある。この「服装の自由化」は本校生徒、教員の「自由と自治の精神」に拠るものであった。この精神を風化させることなく、正しく継承されることを目的に、学校生活全般について生徒と教員とが定期的に話し合う協議会を設ける。

第1条　（会の名称）本会は学校生活協議会とし、学校生活を「わくわくする」ための会という意味を込め、通称「わくわく委員会」とする。

第2条　（構成メンバー）本会の構成メンバーは、下記の通りとする。

生徒側　生徒会執行委員会役員

教員側　校長、教頭、生徒会顧問、生徒指導部長、ＰＴＡ担当

第3条　生徒会執行委員会役員以外の会員の立会いは生徒会長及び校長の認める場合に限り許可する。

第4条　（会の招集及び議案）生徒会執行委員会は「意見箱」を設置し、会員からの意見や要望等を集約し、議案を作成する。本会で話し合われた内容は、後日会員に報告する。

第5条　会則の改正等の大きな議案については、生徒会会則第15章55条及び56条に基づいて、議会並びに総会の議決を必要とする。

(附則)　この会則は2019年（令和元年）9月26日より施行する。

生徒会部活動規則

第１条　部活動は会員の自主的活動として生徒会活動の一環として行われるものである。本校生徒会の各部は、部活動を通して自己の特技・特徴を伸ばし、健全な心身を養うと共に集団の中での協調性・自主性を体得することを目的とする。

第２条　各部の顧問には本校教職員があたる。顧問に加え校外から指導者を招く場合、校長が認めた者に限る。

第３条　会員の部活動への入退部は自由意志によるが、必ず部長、顧問へ届け出る。

第４条　活動時間は放課後を原則とする。

(1)　原則活動時間は次のとおりとする。

４月１日～3月 31 日　５時 00 分（延長６時 30 分）まで

※但し、長期休業期間は原則として延長は認めない。

(2)　延長する場合及び早朝活動（7：30～8：30）は必ず顧問の付き添いを必要とする。

(3)　定期考査中及び定期考査１週間前

部活動は禁止する。但し、公式戦、大会及び発表の２週間前である場合のみ、部活動係の教職員に連絡の上活動できる。

(4)　土・日・祝日

顧問が付き添いを承諾した場合のみ活動できる。

第５条　活動場所は定められたところで行い、施錠・用具の使用については安全に留意する。

第６条　次の場合、その部や同好会の活動は停止、または廃止の対象とする。

①　活動人員が減少し、正常な活動が営めなくなったと認められる場合。

②　部員がゼロになり、活動していない状態が２年以上続く場合。

③　著しく部や同好会としての素行が悪く、学校の名誉を傷つけ、もしくは他の部に著しく迷惑を及ぼすに至った場合。

職員会議申し合わせ事項→第6条①②に対する現実的運用

① 2年連続で部員がいない場合、2年連続で活動をしていない場合（一時入部、途中退部も含む）は次年度は顧問を当てないことで、廃部とする。

(95.2.9)

② 指導する教員が転勤等でいなくなり、安全面から部の存続が困難な場合は、次年度より新たな部員の入部は認めない。

・その年度、在籍する生徒が競技生活を終えるまでは部としての活動を保証する。

・次年度、教諭として指導者が着任された場合は、これを見直す。

(97.2.21)

第7条　廃止になった部は廃止後6ヶ月以上経たないと新たに同好会として出発することができない。

第8条　部は以下の手続きで同好会を経て設立する事ができる。また、廃止は、執行委員会が発議し、手続きは同様である。

① 設立申請書(団体名称、目的、代表者名、2名以上の顧問名、10名以上の発起人署名)を生徒会顧問に提出

② 生徒会執行委員会で申請書を確認

③ 部連絡会で審議（2/3の承認が必要）

④ 職員会議で意見交換後、校長決裁

⑤ 同好会設立後、研修期間を6ヶ月以上設ける。

⑥ 部への昇格申請を生徒会顧問に提出（申請内容は①に加え、活動実績報告）

⑦ 再度上記②～④の手続き

⑧ 部として発足

職員会議申し合わせ事項（2007.3.1）

教職員の定数減で部顧問の確保が難しい、施設・設備に限りがある等の状況をふまえ、同好会設立には少なくとも以下の条件を満たす必要があり、設立の審議も慎重に行う。

① 本校の教育方針に則していること

② 顧問が２名以上いること。うち１名は活動を指導、監督できる専門知識をもつこと。同好会の段階では、顧問は他の２部の顧問も持つこと。

③ 本校の施設、設備のもとで活動が行えること

④ 安全性が確認されること

⑤ 単年度の活動にとどまらず、継続性があること

第９条　同好会の活動は以下の制限をうける。

① 施設、用具の使用については部が優先する。

② 生徒会に予算請求はできない。

第10条　各部は部員中より部長及び会計をそれぞれ選出する。部長は当該部活動に対して責任をもち部員の指導にあたる。会計は生徒会会計と連絡し当該部会計に関する責任をもつ。

第11条　本規則に対する修正は、生徒会会則第15章55条及び56条に準ずる。

(附則)　本会会則は、1986年(昭和61年)6月1日より実施する。

1988年(昭和63年)5月12日一部改正

2007年(平成19年)5月10日一部改正

2016年(平成28年)4月28日一部改正

2017年(平成29年)4月27日一部改正

2019年(平成31年)2月06日一部改正

2020年(令和２年)10月29日　一部改正

生徒会選挙規定

第1章　選挙権・被選挙権

第1条　生徒会会則第3条に規定された本会全会員は本会役員の選挙権及び被選挙権を有する。

第2条　生徒会役員の選挙は10月上旬迄に行われる。生徒会役員選挙の10日前迄に、各学級で代議員、各委員会委員を選挙もしくは互選で選出する。

第2章　選挙管理委員会

第3条　生徒会役員の選挙準備及び施行は選挙管理委員会により行われる。

第4条　選挙管理委員会は各クラスの代議員があたる。議会（代議員会）議長と副議長がそれぞれ選挙管理委員長、副委員長を兼務する。また選挙管理委員会の中から4名程度事務局員を選出する。

第5条　選挙管理委員会は選挙の2週間前迄には成立し、新役員の決定後自動的に解散する。

第6条　代議員＝選挙管理委員が生徒会役員に立候補した場合、当該生徒は選挙管理委員からは除外される（代議員は継続する）。この場合、当該クラスについては、選挙管理委員の代行をたてるものとする。この場合を除き、選挙管理委員は立候補も選挙運動もすることはできない。

第7条　選挙管理委員会は各立候補者の略歴を記載した選挙公報を発行するとともに、選挙日程及び当選者氏名の公示をしなければならない。

第3章　立候補

第8条　役員に立候補したい者は、選挙管理委員会の指定した日迄に選挙管理委員会に立候補届出をし、承認を得なければならない。

第9条　同一候補者は同時に2つ以上の役に立候補することはできない。

第10条　立候補を承認された者は、選挙管理委員会により定められたいっさいの事項に従わねばならない。これに違反した場合、立候補及び当選を取り消される。

第4章　選挙運動

第11条　立候補を承認された者は校内に於いて選挙運動を行うことができる。

第12条　立候補者は選挙管理委員会の管理のもとに立会演説を行うが、原則、対立候補がいる場合のみ若干名の応援演説を認める。

第13条　立候補者は選挙管理委員会に届け出た上で、許可された場所にポスターの

掲示を行うことができる。

第5章　選挙

第14条　生徒会選挙は選挙管理委員会により決定された期日に行われる。

第15条　選挙は会長、副会長、書記、会計文化・体育・生活・図書の4委員会の委員長は各候補者から1名ずつ、無記名投票で行う。

第16条　第15条に違反する投票の有効、無効は生徒会顧問の助言のもとに、選挙管理委員会がこれを決定する。

第17条　それぞれの役に対して有効投票の多数を得た者を順次当選とする。但し選挙で2名以上の者が同時に最高得票数を得た場合、決選投票が行われる。

第18条　それぞれの役について、無効投票、棄権数が全有権者の50%以上を占める場合は再選挙を行わねばならない。

第19条　次の場合は信任投票を行い全有権者の50%以上の支持を得なければならない。

①　役の定数と立候補者数が同じ場合

②　議会もしくは会員の1/3以上がその役員の不信任を決議した場合

第20条　立候補者が本規定に違反した場合、選挙管理委員会は立候補失格、当選取消しを決定することができるが、当選取消しの場合は次点のものを当選とする。

第21条　次の場合、選挙管理委員会は議会に対して候補者の推薦を要請することができる。

①　役員に立候補がいない場合

②　第19条により信任投票が50%に満たなかった場合

第22条　第21条により要請を受けた議会はすみやかに役員の候補者を協議選出し推薦する。代議員が候補者として、議会より推薦されたクラスにおいては、選挙管理委員の代行をたてるものとする。

第23条　書記局員は公募し、執行委員会で承認を得た後、掲示で全生徒に氏名を公表する。

第6章　修正

第24条　本選挙規定に対する修正は、生徒会会則第15章55条及び56条に準ずる。

(附則)　この会則は1973年(昭和48年)11月1日より施行する。

2007年(平成19年)5月10日　一部改正
2019年(平成31年)4月25日　一部改正
2020年(令和２年)10月29日　一部改正

生 徒 会 組 織 図

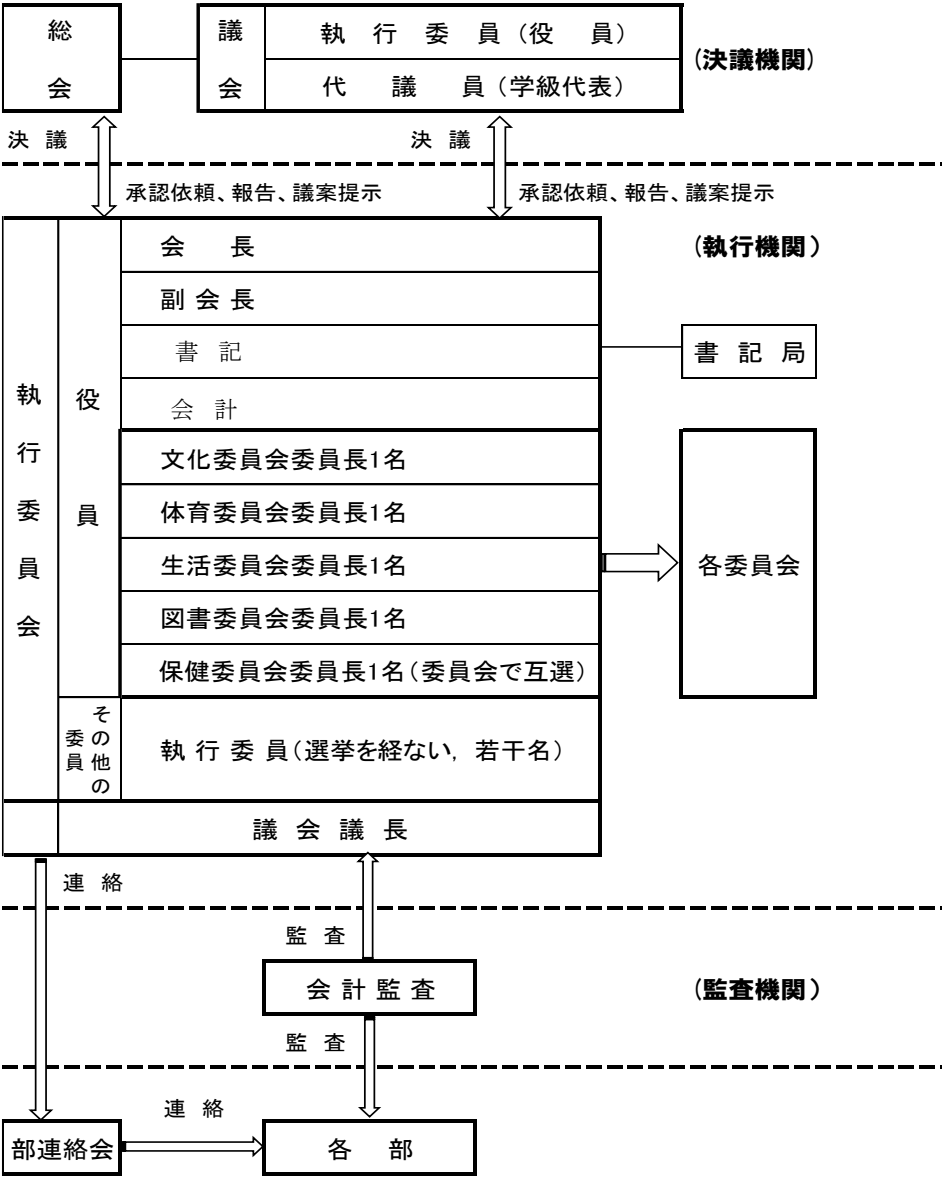
総会
議会
執行委員（役員）
代議員（学級代表）
（決議機関）
決議
決議
承認依頼、報告、議案提示
承認依頼、報告、議案提示
（執行機関）
執行委員会
役員
会長
副会長
書記
会計
書記局
文化委員会委員長1名
体育委員会委員長1名
生活委員会委員長1名
図書委員会委員長1名
保健委員会委員長1名（委員会で互選）
各委員会
その他の委員
執行委員（選挙を経ない，若干名）
議会議長
連絡
監査
会計監査
（監査機関）
監査
連絡
部連絡会
各部

年　間　行　事　（令和４年度）

４月　入学式、始業式、新入生歓迎会、フレッシュマンキャンプ
　　身体計測、実力テスト、生徒総会、
５月　遠足、1学期中間考査、
６月　体育祭、懇談週間、教育実習、
　　オープンキャンパス
７月　1学期末考査
８月　補充授業　2学期始業式
９月　文化祭
10月　2学期中間考査
　　生徒総会、生徒会役員選挙
　　修学旅行〈2年〉
11月　創立記念日(1日)、懇談週間
12月　2学期末考査、2学期終業式、
１月　3学期始業式
　　大学入試共通テスト、学年末考査〈3年〉
２月　卒業式
　　学年末考査〈1・2年〉
３月　終業式

自習室の利用について

1. 自習室(会議室東側)の利用について

①自習を目的とした自発的な学習活動に限定する。

②個人利用する者は、会議室入口にある「利用者名簿」に必要事項を記入する。

③生徒の個人利用は、原則、次の時間帯とする。

平常時：昼休み(12：50～13：35)及び放課後(15：25～16：50)

長期休業中：9：00～16：30

④教科の補習・会議等の使用予約が入っている場合は、生徒の個人利用はできない。

2. 空調設備に関して

①空調設備の利用期間は、教室の利用期間に準ずる。

②電源の入切は、利用者が責任を持って行う。(東西の室内別に電源がある)

③設定温度は、夏季(28 度)、冬季(18 度)を基本に設定する。

3. その他の規定

①「飲食」に関しては、認めない。

②「自習」以外の活動が中心になっている生徒に対しては、利用を認めない。

③その他の規定については、授業時間内における教室内での規定に準ずる。

相談室について

校内の機関として、教育相談室を設置しており、大阪府教育庁から派遣される臨床心理士による相談(月に1回程度)を行います。相談日時等については、今年度の日程が決まり次第連絡します。保護者の皆さまもご利用ください。希望される場合は、担任までご連絡ください。日時の調整をします。

〈電話による相談機関〉

○大阪府教育センター

◎子どもからの相談（すこやかホットライン）

Tel：06-6607-7361

Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

◎保護者からの相談（さわやかホットライン）

Tel：06-6607-7362

Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

電話相談：月曜日～金曜日　（祝日、年末年始はお休みです）

午前9時30分～午後5時30分

Eメール相談：24時間窓口設置(但し、回答は後日)

＊スクール・セクシュアル・ハラスメントに関する相談は、
相談者が希望する性の相談員が対応します

○大阪府こころの健康総合センター

◎こころの電話相談専用ダイヤル

電話番号：06-6607-8814(直通)

相談日時：月・火・木・金曜日(年末年始・祝日を除く)

午前9時30分～午後5時00分

◎わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～

大阪府(大阪市・堺市を除く)にお住いの若者（40歳未満）の方を対象とした電話相談です。

電話番号：06-6607-8814(直通)

相談日時：毎週水曜日(年末年始・祝日を除く)

午前9時30分～午後5時00分

体罰、いじめ、セクハラについて

そのような行為の被害にあったり、目撃した場合は勇気を出して友人や先生に相談してください。安心して快適な学校生活が送れるようにお互いを認め合い、信頼できる人間関係を作りましょう。

感染症について

学校では、学校感染症にかかった場合は、出席停止になります。

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

○出席停止

感染症にかかっている、又はかかっている疑いがある場合は、速やかに担任に連絡し、医師の指示に従ってください。

医師が登校してもよいと判断するまでは、出席停止となります。

出席停止扱いになる場合は、本校所定の証明書又は診断をした医師による診断書(意見書)の提出が必要になります。

別紙

学校感染症等に係る登校に関する意見書

大阪府立長尾高等学校

＿＿＿年＿＿＿組＿＿＿番　　名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

←太枠内を記入し、
病院受診時に持参して
ください

下記の疾患に罹患していたため、学校保健安全法施行規則に基づき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

1．　学校感染症

第１種感染症　　疾患名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２種感染症　　インフルエンザ（　A型　・　B型　）・　麻しん　・　風疹

水痘　・　咽頭結膜熱　・　流行性耳下腺炎　・　百日咳

結核　・　髄膜炎菌性髄膜炎

第３種感染症　　疾患名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2．出席停止期間

令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで

3．指示事項（学校への要望等）

令和　　年　　月　　日

医療機関名

所　在　地

医　　師　　名　　印

別紙

学校感染症等に係る登校に関する意見書

大阪府立長尾高等学校

＿＿年＿＿組＿＿番　　名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

←太枠内を記入し、
病院受診時に持参して
ください

下記の疾患に罹患していたため、学校保健安全法施行規則に基づき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

2.　学校感染症

第１種感染症　　疾患名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２種感染症　　インフルエンザ（　A型　・　B型　）・　麻しん　・　風疹

水痘　・　咽頭結膜熱　・　流行性耳下腺炎　・　百日咳

結核　・　髄膜炎菌性髄膜炎

第３種感染症　　疾患名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 出席停止期間

令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで

3. 指示事項（学校への要望等）

令和　　年　　月　　日

医療機関名

所　在　地

医　　師　　名　　印

事故・災害時の緊急連絡について

１．登下校中の交通事故

本人、またはその場に居合わせた人が下の①②③の連絡をしてください。

①　保護者へ連絡	②警察へ連絡	③学校へ連絡
・事故の報告 ・怪我の報告 　緊急搬送された場合は、保護者に病院まで来てもらう。	・事故の通報 現場検証をしてもらい事故証明を発行してもらう。	・事故の報告 ・怪我の報告 ・登校時であれば「遅刻で登校できるかどうか？」を連絡する。

２．学校課業中の被災

震度５以上の地震および自然災害により枚方市内で被害が確認された場合

〇学校から保護者への連絡方法

・メールにて学校の被災状況を連絡
　被災状況によっては、ライデンメール配信後、一斉下校させる場合もあります。

・負傷生徒が出た場合は、担任より保護者へ電話連絡させていただきます。
　状況によって保護者に迎えに来ていただく場合もあります。

〇保護者から学校への連絡方法

・電話回線が混雑することが予想されます。緊急連絡のみ電話でご連絡ください。

・問い合わせ等は、長尾高校 HP の情報を確認の上、HP の問い合わせフォームよりご連絡ください。

３．学校休業時の被災

震度５以上の地震および自然災害により枚方市内で被害が確認された場合

〇学校から保護者への連絡方法

・メールにて一斉メール配信。
　災害規模によっては安否確認のアンケートを配信します。回答してください。

〇学校から生徒への連絡方法

・メールにて一斉配信。
　災害規模によっては安否確認のアンケートを配信します。回答してください。

・休校等の確認等は、長尾高校 HP の情報を確認してください。

〇保護者から学校への連絡方法

・電話回線が混雑することが予想されます。緊急連絡のみ電話でご連絡ください。

・問い合わせ等は、長尾高校 HP の情報を確認の上、HP の問い合わせフォームよりご連絡ください。

＊なお震度４以下の地震、および枚方市内での被害が確認されない自然災害の場合、一斉メール配信を行わない場合もあります。